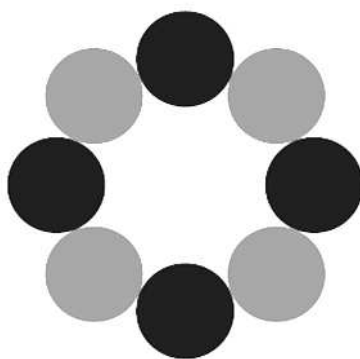


令和 7 年南砺市議会定例会
令和 7 年 9 月 会 議
議 案 書



南 砺 市

令和 7 年 9 月会議提出案件

目 次

予算関係

議案第	8 5 号	令和 7 年度南砺市一般会計補正予算（第 3 号）……………	4
議案第	8 6 号	令和 7 年度南砺市国民健康保険診療所事業特別会計補正予算 （第 1 号）……………	2 9
議案第	8 7 号	令和 7 年度南砺市介護事業特別会計補正予算（第 2 号）……………	3 8
議案第	8 8 号	令和 7 年度南砺市訪問看護事業特別会計補正予算（第 1 号）……………	4 5
議案第	8 9 号	令和 7 年度南砺市病院事業会計補正予算（第 2 号）……………	5 6
議案第	9 0 号	令和 7 年度南砺市水道事業会計補正予算（第 2 号）……………	5 8

条例関係

議案第	9 1 号	南砺市議会議員及び南砺市長の選挙における選挙運動の公費負担 に関する条例の一部改正について……………	6 2
議案第	9 2 号	南砺市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について…	6 4
議案第	9 3 号	南砺市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について……………	6 7
議案第	9 4 号	南砺市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の 一部改正について……………	7 1

そ の 他

議案第	9 5 号	5 災 2 2 3 号砂子谷地区急傾斜地崩壊防止施設災害復旧工事請負 契約の変更について……………	7 3
議案第	9 6 号	財産の取得について……………	7 4
報告第	1 0 号	健全化判断比率及び資金不足比率の報告について……………	7 5
報告第	1 1 号	専決処分の報告について……………	7 6
認定第	1 号	令和 6 年度南砺市一般会計歳入歳出決算認定について……………	7 7

認定第	2 号	令和 6 年度南砺市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定 について……………	7 8
認定第	3 号	令和 6 年度南砺市国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算 認定について……………	7 9
認定第	4 号	令和 6 年度南砺市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定 について……………	8 0
認定第	5 号	令和 6 年度南砺市介護事業特別会計歳入歳出決算認定について……	8 1
認定第	6 号	令和 6 年度南砺市訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定 について……………	8 2
認定第	7 号	令和 6 年度南砺市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定 について……………	8 3
認定第	8 号	令和 6 年度南砺市病院事業会計決算認定について……………	8 4
認定第	9 号	令和 6 年度南砺市水道事業会計決算認定について……………	8 5
認定第	1 0 号	令和 6 年度南砺市下水道事業会計決算認定について……………	8 6

議案第 85 号

令和 7 年度南砺市一般会計補正予算（第 3 号）

令和 7 年度南砺市一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 315,889 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 38,180,214 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 号の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 7 年 9 月 1 日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 分担金及び負担金		110,946	330	111,276
	2 負担金	109,340	330	109,670
16 国庫支出金		3,288,250	77,635	3,365,885
	2 国庫補助金	1,727,739	76,728	1,804,467
	3 国庫委託金	8,246	907	9,153
17 県支出金		2,215,664	26,385	2,242,049
	2 県補助金	1,365,493	20,228	1,385,721
	3 県委託金	154,047	6,157	160,204
21 繰越金		70,000	145,739	215,739
	1 繰越金	70,000	145,739	215,739
23 市債		2,632,400	65,800	2,698,200
	1 市債	2,632,400	65,800	2,698,200
歳入合計		37,864,325	315,889	38,180,214

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		4,530,409	118,563	4,648,972
	1 総務管理費	3,782,372	45,956	3,828,328
	2 徴税費	505,328	71,660	576,988
	3 戸籍住民基本台帳費	153,427	947	154,374
3 民生費		9,812,162	21,799	9,833,961
	1 社会福祉費	5,634,957	17,689	5,652,646
	2 児童福祉費	4,177,205	4,110	4,181,315
4 衛生費		3,397,362	1,200	3,398,562
	1 保健衛生費	2,371,203	1,200	2,372,403
6 農林水産業費		1,640,444	98,879	1,739,323
	1 農業費	958,560	3,781	962,341
	2 農地費	162,793	65,098	227,891
	3 林業費	518,304	30,000	548,304
7 商工費		2,440,147	35,364	2,475,511
	1 商工費	2,440,147	35,364	2,475,511
8 土木費		4,918,894	28,473	4,947,367
	2 道路橋梁費	2,628,487	26,900	2,655,387
	5 住宅費	196,790	1,573	198,363
10 教育費		3,958,761	11,611	3,970,372
	1 教育総務費	561,243	1,411	562,654

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 中学校費	653,264	7,205	660,469
	4 社会教育費	1,150,566	2,995	1,153,561
歳 出	合 計	37,864,325	315,889	38,180,214

第2表

債務負担行為

事 項	期 間	限度額
令和7年度 南砺市人材共創施設寮 空室収入補填金	令和8年度から 令和17年度まで	千円 199,800
令和7年度 学校給食調理等業務委 託	令和8年度から 令和10年度まで	734,583

第3表 地 方 債 補 正

(変更)

(単位 : 千円)

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前	補正額	補正後			
一 般 会 計 出 資 債	26,500	1,200	27,700	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件に従い償還するものとする。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借換えすることができる。
公 共 事 業 等 債	138,600	50,500	189,100			
過 疎 対 策 事 業 債	1,959,000	△ 4,300	1,954,700			
緊 急 自 然 災 害 防 止 対 策 事 業 債	46,300	18,400	64,700			

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
14 分担金及び負担金	110,946	330	111,276
16 国庫支出金	3,288,250	77,635	3,365,885
17 県支出金	2,215,664	26,385	2,242,049
21 繰越金	70,000	145,739	215,739
23 市債	2,632,400	65,800	2,698,200
歳入合計	37,864,325	315,889	38,180,214

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	4,530,409	118,563	4,648,972	80,042			38,521
3 民生費	9,812,162	21,799	9,833,961	8,992			12,807
4 衛生費	3,397,362	1,200	3,398,562		1,200		
6 農林水産業費	1,640,444	98,879	1,739,323	18,070	68,900	330	11,579
7 商工費	2,440,147	35,364	2,475,511	10,065			25,299
8 土木費	4,918,894	28,473	4,947,367	△20,958	△4,300		53,731
10 教育費	3,958,761	11,611	3,970,372	7,809			3,802
歳 出 合 計	37,864,325	315,889	38,180,214	104,020	65,800	330	145,739

2. 歳入

第 14 款 分担金及び負担金

第 2 項 負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金額	
4 農林水産業費負担金	3,000	330	3,330	1 農地費負担金	330	県単土地改良負担金 330
計	109,340	330	109,670			

第 16 款 国庫支出金

第 2 項 国庫補助金

1 総務費国庫補助金	434,419	97,189	531,608	1 総務管理費補助金	94,412	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 90,412 二地域居住等促進事業費補助金 4,000
				2 戸籍住民基本台帳費補助金	2,777	社会保障・税番号制度システム整備費補助金 2,777
5 土木費国庫補助金	930,971	△20,958	910,013	1 道路橋梁費補助金	△20,958	社会資本整備総合交付金（雪寒） △20,958
7 教育費国庫補助金	225,977	497	226,474	2 小学校費補助金	497	教育支援体制整備事業費補助金（小） 497
計	1,727,739	76,728	1,804,467			

第 16 款 国庫支出金

第 3 項 国庫委託金

1 総務費国庫委託金	417	907	1,324	2 戸籍住民基本台帳費委託金	907	中長期在留者住居地届出等事務委託金 907
計	8,246	907	9,153			

第 17 款 県支出金

第 2 項 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金額	
1 総務費県補助金	120,303	698	121,001	1 総務管理費補助金	698	富山県地域防災力向上支援事業費補助金 698
2 民生費県補助金	259,376	305	259,681	2 児童福祉費補助金	305	富山県こどもの居場所づくり支援事業費補助金 250 富山県こども食堂応援事業費補助金 55
4 農林水産業費県補助金	616,248	18,070	634,318	1 農業費補助金	2,520	とやま型集落営農スマート農機導入事業補助金 1,920 担い手応援！農地管理効率化事業補助金 600
				2 農地費補助金	550	県単土地改良補助金 550
				3 林業費補助金	15,000	県単治山補助金 15,000
8 教育費県補助金	42,936	1,155	44,091	3 中学校費補助金	1,155	富山県エネルギーに関する教育支援事業補助金（中） 595 地域スポーツクラブ活動体制整備事業費補助金 560
計	1,365,493	20,228	1,385,721			

第 17 款 県支出金

第 3 項 県委託金

6 教育費県委託金	600	6,157	6,757	3 中学校費委託金	6,157	地域スポーツクラブ活動体制整備事業委託金 5,550 地域文化クラブ活動体制整備事業委託金 607
計	154,047	6,157	160,204			

第 21 款 繰越金

第 1 項 繰越金

1 繰越金	70,000	145,739	215,739	1 前年度繰越金	145,739	前年度繰越金 145,739
----------	--------	---------	---------	-------------	---------	----------------

第 21 款 繰越金

第 1 項 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金額	
計	70,000	145,739	215,739			

第 23 款 市債

第 1 項 市債

3 衛生債	48,700	1,200	49,900	1 保健衛生債	1,200	上水道一般会計出資債 1,200
4 農林水産業債	150,100	50,500	200,600	2 農地債	50,500	公共事業等債（農業農村整備事業分） 50,500
6 土木債	966,800	△4,300	962,500	1 道路橋梁債	△4,300	除雪機械整備（過疎債） △7,600 消融雪施設整備（過疎債） 3,300
17 緊急自然災害防止対策 事業債	46,300	18,400	64,700	1 緊急自然災害防止対策 事業債	18,400	緊急自然災害防止対策事業債（土地改良事業） 3,400 緊急自然災害防止対策事業債（治山事業） 15,000
計	2,632,400	65,800	2,698,200			

3. 歳出

第 2 款 総務費

第 1 項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源		一般財源		
								国県支出金	地方債			その他
2 人事管理費	120, 296	0	120, 296			1 人事管理費	0	(国) 1, 607			△1, 607	補正前額 / 補正額 / 補正後額 120, 296 / 0 / 120, 296 財源振替
6 財産管理費	248, 969	8, 489	257, 458	14 工事請負費	8, 489	1 財産管理費	8, 489				8, 489	補正前額 / 補正額 / 補正後額 214, 279 / 8, 489 / 222, 768 本庁舎排水管修繕工事 8, 489
7 企画費	193, 765	4, 400	198, 165	12 委託料	4, 400	2 企画費	4, 400	(国) 4, 000			400	補正前額 / 補正額 / 補正後額 42, 399 / 4, 400 / 46, 799 二地域居住検討支援業務委託料 4, 400
10 エコビレッジ推進費	128, 347	21, 479	149, 826	1 報酬 8 旅費 18 負担金補助及び 交付金	150 30 21, 299	2 ゼロカーボン シティ推進費	21, 479				21, 479	補正前額 / 補正額 / 補正後額 38, 175 / 21, 479 / 59, 654 太陽光発電設備紛争調整支援委員 ・報酬 150 ・費用弁償 30 西部清掃センター跡地活用事業 ・土壌汚染調査費負担金 15, 962 ・アスベスト含有調査費負担金 5, 337
11 電算管理費	502, 979	5, 134	508, 113	11 役務費 14 工事請負費	1, 482 3, 652	1 電算管理費	5, 134				5, 134	補正前額 / 補正額 / 補正後額 428, 617 / 5, 134 / 433, 751 通信費 1, 482 本庁舎サーバー室空調設備更新工事 3, 652
13 公共交通費	294, 266	4, 925	299, 191	12 委託料	4, 925	1 公共交通費	3, 047				3, 047	補正前額 / 補正額 / 補正後額 56, 076 / 3, 047 / 59, 123 公共ライドシェア運営事業

第 2 款 総務費

第 1 項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
(13 公共交通費)												・ アプリ改修業務委託料 1,858 ・ 運転手雇用管理業務委託料 1,189
						4 市営バス運行 管理費	1,878				1,878	補正前額 / 補正額 / 補正後額 122,149 / 1,878 / 124,027 デマンド型交通実証運行業務委託料 1,878
						計	4,925				4,925	
14 災害対策費	139,409	1,529	140,938	18 負担金補助及び 交付金	1,529	1 災害対策費	1,529	(県) 698			831	補正前額 / 補正額 / 補正後額 135,740 / 1,529 / 137,269 自主防災組織資機材整備事業補助金 1,397 初期消火資機材整備事業補助金 132
計	3,782,372	45,956	3,828,328				45,956	6,305			39,651	

第 2 款 総務費

第 2 項 徴税費

1 税務総務費	330,454	71,660	402,114	11 役務費 12 委託料 18 負担金補助及び 交付金	1,271 389 70,000	5 定額減税補足 給付金給付費	71,660	(国) 71,660				補正前額 / 補正額 / 補正後額 165,940 / 71,660 / 237,600 定額減税補足給付金 ・ 通信費 875 ・ 口座振込手数料 396 ・ システム対応等業務委託料 389 ・ 給付金 70,000
計	505,328	71,660	576,988				71,660	71,660				

第 2 款 総務費

第 3 項 戸籍住民基本台帳費

(単位：千円)

第 2 表 補正額内訳表												（単位：千円）	
目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明	
				区 分	金額			特定財源			一般財源		
								国県支出金	地方債	その他			
1 戸籍住民基本台帳費	153,427	947	154,374	17 備品購入費	947	2 戸籍住民基本台帳費	947	(国) 2,077			△1,130	補正前額 / 補正額 / 補正後額 98,681 / 947 / 99,628 中長期在留者住居地届出事務用端末購入 947	
計	153,427	947	154,374				947	2,077			△1,130		

第 3 款 民生費

第 1 項 社会福祉費

1 社会福祉総務費	1,113,843	1,010	1,114,853	14 工事請負費	1,010	4 社会福祉施設運営費	1,010				1,010 補正前額 / 補正額 / 補正後額 141,493 / 1,010 / 142,503 井口体験交流センター空調設備更新工事 1,010
4 老人福祉費	1,715,592	15,268	1,730,860	18 負担金補助及び交付金	7,276	1 高齢者福祉推進費（単独）	7,276	(国) 7,276			補正前額 / 補正額 / 補正後額 53,633 / 7,276 / 60,909 介護サービス事業所等物価高騰対策支援補助金 7,276
				22 償還金利子及び割引料	7,129	6 介護予防事業費	6,378				補正前額 / 補正額 / 補正後額 68,068 / 6,378 / 74,446 令和6年度保健福祉事業交付金返還金 6,378
				27 繰出金	863	8 在宅介護支援事業費	751				補正前額 / 補正額 / 補正後額 45,446 / 751 / 46,197 令和6年度保健福祉事業交付金返還金 751

第 3 款 民生費

第 1 項 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
(4 老人福祉費)						16 介護事業特別 会計繰出金	863				863	補正前額 / 補正額 / 補正後額 148,467 / 863 / 149,330 繰出金 863
						計	15,268	7,276			7,992	
6 心身障害者福祉費	1,599,118	1,411	1,600,529	18 負担金補助及び 交付金	1,411	2 障害福祉推進費	1,411	(国) 1,411				補正前額 / 補正額 / 補正後額 109,168 / 1,411 / 110,579 障害福祉サービス事業所等物価高騰対 策支援補助金 1,411
計	5,634,957	17,689	5,652,646				17,689	8,687			9,002	

第 3 款 民生費

第 2 項 児童福祉費

1 児童福祉総務費	430,804	4,110	434,914	17 備品購入費	2,500	2 児童育成費	3,500				3,500	補正前額 / 補正額 / 補正後額 98,371 / 3,500 / 101,871
				18 負担金補助及び 交付金	1,610							貸出用遊具購入 2,500 こどもの遊び場遊具整備促進事業補助 金 1,000
						12 こども家庭セ ンター費	610	(県) 305			305	補正前額 / 補正額 / 補正後額 19,119 / 610 / 19,729 こどもの居場所づくり支援事業費補助 金 500 こども食堂事業費補助金 110
						計	4,110	305			3,805	
計	4,177,205	4,110	4,181,315				4,110	305			3,805	

第 4 款 衛生費

第 1 項 保健衛生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
4 上水道費	433,788	1,200	434,988	23 投資及び出資金	1,200	1 水道事業会計繰出金	1,200		(地) 1,200			補正前額 / 補正額 / 補正後額 433,788 / 1,200 / 434,988 水道事業会計出資金 1,200
計	2,371,203	1,200	2,372,403				1,200		1,200			

第 6 款 農林水産業費

第 1 項 農業費

3 農業振興費	690,721	3,781	694,502	18 負担金補助及び 交付金	3,781	6 水田農業経営 体活性化対策 費	3,781	(県) 2,520			1,261	補正前額 / 補正額 / 補正後額 50,393 / 3,781 / 54,174 とやま型集落営農スマート農機導入事 業補助金 2,881 担い手応援！農地管理効率化事業補助 金 900
計	958,560	3,781	962,341				3,781	2,520			1,261	

第 6 款 農林水産業費

第 2 項 農地費

1 農地総務費	161,945	65,098	227,043	14 工事請負費	1,100	2 土地改良事務 費	340				340	補正前額 / 補正額 / 補正後額 10,726 / 340 / 11,066 団体営土地改良事業補助金 340
				18 負担金補助及び 交付金	63,998	4 県営土地改良 費	55,758		(地) 50,500		5,258	補正前額 / 補正額 / 補正後額 98,275 / 55,758 / 154,033 県営土地改良事業負担金 55,758

第 6 款 農林水産業費

第 2 項 農地費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
(1 農地総務費)						5 県単土地改良費	9,000	(県) 550	(地) 3,400	(負担) 330	4,720	補正前額 / 補正額 / 補正後額 15,400 / 9,000 / 24,400 農業用施設改修工事 1,100 土地改良区施行事業補助金 7,900
						計	65,098	550	53,900	330	10,318	
						計	162,793	65,098	227,891			

第 6 款 農林水産業費

第 3 項 林業費

2 林業振興費	169,826	0	169,826	12 委託料 18 負担金補助及び 交付金	△3,520 3,520	1 林業振興対策 費	3,520			(繰入) 3,500	20	補正前額 / 補正額 / 補正後額 14,299 / 3,520 / 17,819 となみ地区木材林業振興協議会負担金 3,520
						2 森林育成対策 費	△3,520			(繰入) △3,500	△20	補正前額 / 補正額 / 補正後額 112,798 / △3,520 / 109,278 森林整備業務委託料 △3,520
						計	0					
4 治山費	5,600	30,000	35,600	12 委託料 14 工事請負費	4,000 26,000	1 県単治山費	30,000	(県) 15,000	(地) 15,000			補正前額 / 補正額 / 補正後額 5,600 / 30,000 / 35,600 県単独治山事業 ・測量設計業務委託料 4,000 ・復旧工事 26,000
計	518,304	30,000	548,304				30,000	15,000	15,000			

第 7 款 商工費

第 1 項 商工費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
2 商工振興費	477,030	10,065	487,095	10 需用費 18 負担金補助及び 交付金	65 10,000	3 商工振興費	10,065	(国) 10,065				補正前額 / 補正額 / 補正後額 89,187 / 10,065 / 99,252 中小企業等に対するエネルギー価格高 騰対策支援事業 ・募集チラシ印刷 65 ・中小企業等ビルドアップ支援補助金 10,000
4 企業立地推進費	746,844	5,125	751,969	12 委託料 18 負担金補助及び 交付金	285 4,840	1 企業立地推進 費	5,125				5,125	補正前額 / 補正額 / 補正後額 394,903 / 5,125 / 400,028 なんと企業見学バスツアーその2業務 委託料 285 観光産業施設立地促進助成金 4,840
5 商工観光施設維 持費	500,294	20,174	520,468	10 需用費 14 工事請負費 17 備品購入費 18 負担金補助及び 交付金	300 18,011 433 1,430	3 桂湖施設維持 費 36 スキー場管理 費	6,229 5,995				6,229 5,995	補正前額 / 補正額 / 補正後額 12,872 / 6,229 / 19,101 桂湖レクリエーション施設 ・ボート艇庫雪囲い修繕 300 ・ボート艇庫扉修繕工事 1,342 ・転落防止柵修繕工事 4,587 補正前額 / 補正額 / 補正後額 223,966 / 5,995 / 229,961 I O X－A R O S Aスキー場リフト落 下防止ネット修繕工事 1,045 タカンボースキー場駐車場舗装修繕工 事 4,950

第 7 款 商工費

第 1 項 商工費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
(5 商工観光 施設維持費)						37 国民宿舎管理 費	1,430				1,430	補正前額 / 補正額 / 補正後額 13,054 / 1,430 / 14,484 五箇山荘緊急修繕負担金 1,430
						38 温泉施設維持 費	6,520				6,520	補正前額 / 補正額 / 補正後額 91,001 / 6,520 / 97,521 桜ヶ池クアガーデン ・合併浄化槽機器更新工事 5,281 ・消防設備修繕工事 806 ・厨房冷蔵庫購入 433
						計	20,174				20,174	
						計	2,440,147	35,364	2,475,511			

第 8 款 土木費

第 2 項 道路橋梁費

4 除雪対策費	641,005	17,573	658,578	10 需用費	41,400	1 除雪対策費	41,400	(国)			52,400	補正前額 / 補正額 / 補正後額 492,316 / 41,400 / 533,716 除雪機械修繕料 41,400
				11 役務費	△500	3 除雪機械整備 費	△23,827	(国)	(地)		△673	補正前額 / 補正額 / 補正後額 139,300 / △23,827 / 115,473 大型除雪機械購入 △23,827
				17 備品購入費	△23,327	計	17,573	△26,554	△7,600		51,727	
6 消融雪施設整備 費	101,000	9,327	110,327	12 委託料	5,000	1 消融雪施設整 備費（補助）	9,327	(国)	(地)		431	補正前額 / 補正額 / 補正後額 101,000 / 9,327 / 110,327 消融雪施設整備 ・配管設計業務委託料 5,000
				14 工事請負費	4,327			5,596	3,300			

第 8 款 土木費

第 2 項 道路橋梁費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明	
				区 分	金額			特定財源			一般財源		
								国県支出金	地方債	その他			
(6 消融雪施設整備費)												・ 施設整備工事	4,327
計	2,628,487	26,900	2,655,387				26,900	△20,958	△4,300		52,158		

第 8 款 土木費

第 5 項 住宅費

1 住宅管理費	157,537	1,573	159,110	14 工事請負費	1,573	1 住宅管理費	1,573				1,573	補正前額 / 補正額 / 補正後額 126,612 / 1,573 / 128,185 中畑住宅屋上防水修繕工事 1,573
計	196,790	1,573	198,363				1,573				1,573	

第 10 款 教育費

第 1 項 教育総務費

2 事務局費	286,831	1,411	288,242	7 報償費	200	2 事務局運営費	1,411				1,411	補正前額 / 補正額 / 補正後額 11,297 / 1,411 / 12,708 五箇山学舎開校準備事業 ・ 校歌揮毫、校章デザイン謝礼 200 ・ 校歌額装等購入 300 ・ 校章旗等購入 911
				10 需用費	300							
				17 備品購入費	911							
4 教育センター費	271,102	0	271,102			3 教育支援センター運営費	0	(国) 497			△497	補正前額 / 補正額 / 補正後額 10,536 / 0 / 10,536 財源振替
計	561,243	1,411	562,654				1,411	497			914	

第 10 款 教育費

第 3 項 中学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
				区 分	金額			特定財源				
								国県支出金	地方債	その他		
1 中学校管理費	293,951	6,610	300,561	14 工事請負費	6,610	2 中学校管理費	6,610				6,610	補正前額 / 補正額 / 補正後額 165,831 / 6,610 / 172,441 福光中学校ボイラー修繕工事 3,552 吉江中学校井戸ポンプ設備修繕工事 3,058
3 中学校教育振興費	223,710	595	224,305	10 需用費 17 備品購入費	426 169	1 中学校教育振興費	595	(県) 7,312			△6,717	補正前額 / 補正額 / 補正後額 201,561 / 595 / 202,156 富山県エネルギーに関する教育支援事業 ・理科教材消耗品購入 426 ・理科教材備品購入 169
計	653,264	7,205	660,469				7,205	7,312			△107	

第 10 款 教育費

第 4 項 社会教育費

4 図書館費	175,552	956	176,508	14 工事請負費	956	1 図書館管理運営費	956				956	補正前額 / 補正額 / 補正後額 150,226 / 956 / 151,182 中央図書館照明LED化工事 956
6 芸術文化推進費	65,830	1,144	66,974	14 工事請負費	1,144	6 利賀芸術公園管理費	1,144				1,144	補正前額 / 補正額 / 補正後額 18,989 / 1,144 / 20,133 研修交流棟屋根修繕工事 1,144
8 美術館費	179,064	895	179,959	10 需用費	895	1 美術館管理費	895				895	補正前額 / 補正額 / 補正後額 108,789 / 895 / 109,684 正面玄関ロールスクリーン修繕料 196 本館空調設備修繕料 699

第 10 款 教育費

第 4 項 社会教育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
計	1, 150, 566	2, 995	1, 153, 561				2, 995				2, 995	

給 与 費 明 細 書

1. 特 別 職

(単位：千円)

区 分		職員数 (人)	給与費						共済費	退職手当 事務負担金	合計	備考
			報酬	給料	期末手当 (年間 支給率)	寒冷地手当	その他の 手当	計				
補正後	長 等	3		26,760	(3.45月分) 10,772		291	37,823	6,808	9,099	53,730	
	議 員	17	78,840		(3.45月分) 31,734			110,574	21,074		131,648	
	その他の特別職	2,124	94,272					94,272			94,272	
	計	2,144	173,112	26,760	42,506		291	242,669	27,882	9,099	279,650	
補正前	長 等	3		26,760	(3.45月分) 10,772		291	37,823	6,808	9,099	53,730	
	議 員	17	78,840		(3.45月分) 31,734			110,574	21,074		131,648	
	その他の特別職	2,119	94,122					94,122			94,122	
	計	2,139	172,962	26,760	42,506		291	242,519	27,882	9,099	279,500	
比 較	長 等											
	議 員											
	その他の特別職	5	150					150			150	
	計	5	150					150			150	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事項	限度額	令和 6 年度末までの支出額		令和 7 年度以降の支出見込額		左の財源内訳			
		期間	金額	期間	金額	特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
令和 7 年度 南砺市人材共創施設寮空室収入補填金	199, 800			令和 8 年度 ～ 令和 17 年度	199, 800				199, 800
令和 7 年度 学校給食調理等業務委託	734, 583			令和 8 年度 ～ 令和 10 年度	734, 583				734, 583
132件（既設定分）	6, 642, 158		2, 256, 059		4, 386, 099	145, 198	22, 800	99, 159	4, 118, 942
合計	7, 576, 541		2, 256, 059		5, 320, 482	145, 198	22, 800	99, 159	5, 053, 325

地方債の令和6年度末における現在高及び令和7年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位:千円)

（単位：千円）

区 分	令和6年度末 現在高	令和6年度 繰越事業 起債見込額	令 和 7 年 度 中 増 減 見 込 額						令和7年度末 現在高見込額
			起 債 見 込 額			元 金 償 還 見 込 額			
			補正前	補正額	計	補正前	補正額	計	
1. 普 通 債	3,668,998	164,100	165,100	51,700	216,800	342,260		342,260	3,707,638
（１）総 務 債	38,613					3,963		3,963	34,650
（２）民 生 債	1,088					363		363	725
（３）衛 生 債	399,073	10,600	26,500	1,200	27,700	33,313		33,313	404,060
（４）農 林 水 産 業 債	974,340	124,300	85,800	50,500	136,300	74,112		74,112	1,160,828
（５）商 工 債	20,311					3,377		3,377	16,934
（６）土 木 債	1,010,388	29,200	52,800		52,800	118,885		118,885	973,503
（７）消 防 債	15,831					2,173		2,173	13,658
（８）教 育 債	1,209,354					106,074		106,074	1,103,280
2. 災 害 復 旧 債	254,468	87,700	31,900		31,900	20,032		20,032	354,036
（１）補 助 災 害 復 旧 債	254,468	87,700	31,900		31,900	20,032		20,032	354,036
（２）単 独 災 害 復 旧 債									
3. そ の 他	29,619,154	463,800	2,435,400	14,100	2,449,500	4,671,595		4,671,595	27,860,859
（１）辺 地 対 策 事 業 債	1,806,479	31,800	210,600		210,600	274,631		274,631	1,774,248
（２）過 疎 対 策 事 業 債	10,825,649	235,300	1,959,000	△ 4,300	1,954,700	1,430,916		1,430,916	11,584,733
（３）合 併 特 例 債	4,738,204					1,523,701		1,523,701	3,214,503
（４）全 国 防 災 事 業 債	172,686					11,103		11,103	161,583
（５）緊 急 防 災 ・ 減 災 事 業 債	1,332,763	19,900	167,500		167,500	242,202		242,202	1,277,961
（６）公 共 施 設 等 適 正 管 理 推 進 事 業 債	22,502					4,500		4,500	18,002
（７）防 災 ・ 減 災 ・ 国 土 強 靱 化 緊 急 対 策 事 業 債	413,441	139,000	31,100		31,100	29,866		29,866	553,675
（８）緊 急 自 然 災 害 防 止 対 策 事 業 債	162,237	37,800	46,300	18,400	64,700	10,134		10,134	254,603
（９）緊 急 浚 渫 推 進 事 業 債	10,300					1,525		1,525	8,775
（10）脱 炭 素 化 推 進 事 業 債	31,300		12,900		12,900	7,300		7,300	36,900
（11）こ だ も ・ 子 育 て 支 援 事 業 債			8,000		8,000				8,000
（12）減 税 補 填 債	12,074					8,572		8,572	3,502
（13）臨 時 財 政 対 策 債	10,056,794					1,121,360		1,121,360	8,935,434
（14）減 収 補 て ん 債	34,725					5,785		5,785	28,940
合 計	33,542,620	715,600	2,632,400	65,800	2,698,200	5,033,887		5,033,887	31,922,533

議案第 86 号

令和 7 年度南砺市国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度南砺市国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 760 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 376, 160 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 号の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

令和 7 年 9 月 1 日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 診療収入		164,499	988	165,487
	1 外来収入	125,698	988	126,686
3 県支出金		0	640	640
	1 県補助金	0	640	640
9 国庫支出金		0	132	132
	2 国庫補助金	0	132	132
歳入合計		374,400	1,760	376,160

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 医業費		88,335	1,760	90,095
	1 医業費	88,335	1,760	90,095
歳 出 合 計		374,400	1,760	376,160

第2表

債務負担行為

事 項	期 間	限度額
令和7年度 感染性廃棄物処理業務委託	令和8年度から 令和9年度まで	千円 774
令和7年度 臨床検査業務委託	令和8年度	30,820
令和7年度 画像管理システムサーバ更新	令和8年度	12,716
令和7年度 生理機能検査システムサーバ更新	令和8年度	6,380

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 診療収入	164,499	988	165,487
3 県支出金	0	640	640
9 国庫支出金	0	132	132
歳入合計	374,400	1,760	376,160

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	268,290	0	268,290	132			△132
2 医業費	88,335	1,760	90,095	640			1,120
歳 出 合 計	374,400	1,760	376,160	772			988

２．歳入

第 １ 款 診療収入

第 １ 項 外来収入

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金額	
1 国民健康保険診療報酬 収入	13,056	988	14,044	1 医科診療分	988	医科診療現年度分（国保） 988
計	125,698	988	126,686			

第 ３ 款 県支出金

第 １ 項 県補助金

2 医療施設等整備費補助 金	0	640	640	1 医療施設等設備整備費 補助金（へき地診療所 設備整備事業）	640	医療施設等設備整備費補助金（へき地診療所設備整備事業） 640
計	0	640	640			

第 ９ 款 国庫支出金

第 ２ 項 国庫補助金

2 地域診療情報連携推進 費補助金	0	132	132	1 地域診療情報連携推進 費補助金	132	地域診療情報連携推進費補助金 132
計	0	132	132			

3. 歳出

第 1 款 総務費

第 1 項 施設管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
1 一般管理費	268,290	0	268,290			2 一般管理費	0	(国) 132			△132	補正前額 / 補正額 / 補正後額 123,583 / 0 / 123,583 財源振替
計	268,290	0	268,290				0	132			△132	

第 2 款 医業費

第 1 項 医業費

4 医業費	88,335	1,760	90,095	17 備品購入費	1,760	1 医業費	1,760	(県) 640			1,120	補正前額 / 補正額 / 補正後額 88,335 / 1,760 / 90,095 上平診療所C R 装置購入 1,760
計	88,335	1,760	90,095				1,760	640			1,120	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事項	限度額	令和 6 年度末までの支出額		令和 7 年度以降の支出見込額		左の財源内訳			
		期間	金額	期間	金額	特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
令和 7 年度 感染性廃棄物処理業務委託	774			令和 8 年度 ～ 令和 9 年度	774				774
令和 7 年度 臨床検査業務委託	30,820			令和 8 年度	30,820				30,820
令和 7 年度 画像管理システムサーバ更新	12,716			令和 8 年度	12,716		6,300		6,416
令和 7 年度 生理機能検査システムサーバ更新	6,380			令和 8 年度	6,380		3,100		3,280
18件（既設定分）	31,549		5,179		26,370				26,370
合計	82,239		5,179		77,060		9,400		67,660

議案第 87 号

令和 7 年度南砺市介護事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度南砺市介護事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 863 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 227,026 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 9 月 1 日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		148,467	863	149,330
	1 繰入金	148,467	863	149,330
歳入合計		226,163	863	227,026

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 介護福祉支援事業費		218,849	863	219,712
	1 介護福祉支援事業費	207,770	863	208,633
歳 出 合 計		226,163	863	227,026

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 繰入金	148,467	863	149,330
歳入合計	226,163	863	227,026

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 介護福祉支援事業費	218,849	863	219,712			863	
歳 出 合 計	226,163	863	227,026			863	

2. 歳入

第 3 款 繰入金

第 1 項 繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金額	
1 他会計繰入金	148,467	863	149,330	1 一般会計繰入金	863	デイサービスセンター運営繰入金 863
計	148,467	863	149,330			

3. 歳出

第 1 款 介護福祉支援事業費

第 1 項 介護福祉支援事業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
2 デイサービスセ ンター運営費	83,671	863	84,534	17 備品購入費	863	2 デイサービス センター運営 費	863			(繰入) 863		補正前額 / 補正額 / 補正後額 83,671 / 863 / 84,534 平デイサービスセンター冷凍冷蔵庫購 入 863
計	207,770	863	208,633				863			863		

議案第 88 号

令和 7 年度南砺市訪問看護事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度南砺市訪問看護事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,320 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 218,320 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 9 月 1 日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 繰入金		26,000	1,320	27,320
	1 繰入金	26,000	1,320	27,320
歳入合計		217,000	1,320	218,320

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業費		212,455	1,320	213,775
	1 事業費	212,455	1,320	213,775
歳 出 合 計		217,000	1,320	218,320

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
8 繰入金	26,000	1,320	27,320
歳入合計	217,000	1,320	218,320

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 事業費	212,455	1,320	213,775				1,320
歳 出 合 計	217,000	1,320	218,320				1,320

2. 歳入

第 8 款 繰入金

第 1 項 繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金額	
1 基金繰入金	26,000	1,320	27,320	1 財政調整基金繰入金	1,320	財政調整基金繰入金 1,320
計	26,000	1,320	27,320			

3. 歳出

第 1 款 事業費				第 1 項 事業費				(単位：千円)				
目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源		一般財源		
								国県支出金	地方債			その他
1 事業費	212,455	1,320	213,775	1 報酬	847	2 訪問看護事業費	1,320				1,320	補正前額 / 補正額 / 補正後額 25,614 / 1,320 / 26,934 会計年度任用職員 ・ 報酬 847 ・ 職員手当 379 ・ 社会保険料 94
				3 職員手当等	379							
				4 共済費	94							
計	212,455	1,320	213,775				1,320				1,320	

給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

※「ア 会計年度任用職員以外」と「イ 会計年度任用職員」の合計

(単位：千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共済費	退職手当 事務負担金	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計				
補 正 後	(4) 23	5,993	94,703	51,539	152,235	29,386	13,831	195,452	
補 正 前	(3) 23	5,146	94,703	51,160	151,009	29,292	13,831	194,132	
比 較	(1)	847		379	1,226	94		1,320	

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

職員手当 の内訳	区分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
	本年度	387	888	324	1,432	3,750	3,500		
	前年度	387	888	324	1,432	3,750	3,500		
	比 較								
	区分	宿日直手当	管 理 職 員 特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当		
	本年度				22,180	17,918	1,160		
	前年度				21,974	17,745	1,160		
	比 較				206	173			

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共済費	退職手当 事務負担金	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計				
補 正 後	(1) 23		94,703	49,953	144,656	28,354	13,831	186,841	
補 正 前	(1) 23		94,703	49,953	144,656	28,354	13,831	186,841	
比 較									

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

職員手当 の内訳	区分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
	補正後	387	888	324	1,432	3,750	3,500		
	補正前	387	888	324	1,432	3,750	3,500		
	比 較								
	区分	宿日直手当	管 理 職 員 特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当		
	補正後				21,318	17,194	1,160		
	補正前				21,318	17,194	1,160		
	比 較								

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共済費	退職手当 事務負担金	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計				
補 正 後	(3)	5,993		1,586	7,579	1,032		8,611	
補 正 前	(2)	5,146		1,207	6,353	938		7,291	
比 較	(1)	847		379	1,226	94		1,320	

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

職員手当 の内訳	区分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
	補正後								
	補正前								
	比 較								
	区分	宿日直手当	管 理 職 員 特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当		
	補正後				862	724			
	補正前				656	551			
	比 較				206	173			

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明	備 考
給 料		給 与 改 定 に 伴 う 増 減 分		
		昇 給 に 伴 う 増 加 分		
		そ の 他 の 増 減 分		
職員手当	379	制 度 改 正 に 伴 う 増 減 分		
		そ の 他 の 増 減 分	379 会計年度任用職員に係る増減分	

議案第89号

令和7年度南砺市病院事業会計補正予算(第2号)

(総則)

第1条 令和7年度南砺市病院事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第2条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりとする。

事項	期間	限度額
(南砺市民病院)		千円
令和7年度 感染性廃棄物処理業務委託	令和8年度～令和9年度	45,737
令和7年度 画像管理システムサーバ更新	令和8年度	25,432
令和7年度 生理機能検査システムサーバ更新	令和8年度	12,760
(公立南砺中央病院)		
令和7年度 感染性廃棄物処理業務委託	令和8年度～令和9年度	23,165
令和7年度 画像管理システムサーバ更新	令和8年度	25,432
令和7年度 生理機能検査システムサーバ更新	令和8年度	12,760
令和7年度 臨床検査業務委託	令和8年度～令和12年度	285,743

令和7年9月1日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

債務負担行為に関する調書

1. 南砺市民病院

(単位：千円)

事項	限度額	前年度末までの支払義務発生額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左の財源内訳			
		期間	金額	期間	金額	国県補助金	企業債	損益勘定留保資金	事業収益
令和7年度 感染性廃棄物処理業務委託	45,737			令和8年度～令和9年度	45,737				45,737
令和7年度 画像管理システムサーバ更新	25,432			令和8年度	25,432		25,400		32
令和7年度 生理機能検査システムサーバ更新	12,760			令和8年度	12,760		12,700		60
40件（既設定分）	1,314,059		633,265		680,794				680,794
南砺市民病院 合計	1,397,988		633,265		764,723	0	38,100	0	726,623

2. 公立南砺中央病院

(単位：千円)

事項	限度額	前年度末までの支払義務発生額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左の財源内訳			
		期間	金額	期間	金額	国県補助金	企業債	損益勘定留保資金	事業収益
令和7年度 感染性廃棄物処理業務委託	23,165			令和8年度～令和9年度	23,165				23,165
令和7年度 画像管理システムサーバ更新	25,432			令和8年度	25,432		25,400		32
令和7年度 生理機能検査システムサーバ更新	12,760			令和8年度	12,760		12,700		60
令和7年度 臨床検査業務委託	285,743			令和8年度～令和12年度	285,743				285,743
28件（既設定分）	946,701		386,822		559,879				559,879
公立南砺中央病院 合計	1,293,801		386,822		906,979	0	38,100	0	868,879

議案第90号

令和7年度南砺市水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和7年度南砺市水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和7年度南砺市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量の一部を次のとおり補正する。

（区 分）	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
（4）建設改良事業	764,835 千円	11,464 千円	776,299 千円

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第1款 水道事業収益	1,252,645 千円	665 千円	1,253,310 千円
第1項 営業収益	892,000 千円	665 千円	892,665 千円

支 出

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第1款 水道事業費用	1,232,861 千円	665 千円	1,233,526 千円
第1項 営業費用	1,150,486 千円	665 千円	1,151,151 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条本文中「432,471千円」を「437,135千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第1款 資本的収入	596,317 千円	6,800 千円	603,117 千円
第1項 企業債	354,800 千円	5,600 千円	360,400 千円
第2項 出資金	66,697 千円	1,200 千円	67,897 千円

支 出

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第 1 款 資本的収出	1, 028, 788 千円	11, 464 千円	1, 040, 252 千円
第 1 項 建設改良費	764, 835 千円	11, 464 千円	776, 299 千円

(企業債の補正)

第 5 条 予算第 5 条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正する。

(単位：千円)

起債の目的	限 度 額		
	既決予定額	補正予定額	計
上水道建設改良事業	354, 800	5, 600	360, 400
(水道事業分)	(294, 100)	(5, 600)	(299, 700)

令和 7 月 9 月 1 日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

令和7年度 南砺市水道事業会計補正予算（第2号）実施計画明細書

収 益 的 収 入 及 び 支 出 の 補 正

収 入

(単位:千円)

款	項	目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計	備 考
1 水道事業収益			1,252,645	665	1,253,310	
	1 営業収益		892,000	665	892,665	
		3 その他営業収益	36,992	665	37,657	雑収益

支 出

(単位:千円)

款	項	目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計	備 考
1 水道事業費用			1,232,861	665	1,233,526	
	1 営業費用		1,150,486	665	1,151,151	
		1 原水及び浄水費	346,415	665	347,080	手数料

資 本 的 収 入 及 び 支 出 の 補 正

収 入

(単位:千円)

款	項	目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計	備 考
1 資本的収入			596,317	6,800	603,117	
	1 企業債		354,800	5,600	360,400	
		1 企業債	354,800	5,600	360,400	企業債
	2 出資金		66,697	1,200	67,897	
		1 出資金	66,697	1,200	67,897	一般会計出資金

支 出

(単位:千円)

款	項	目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計	備 考
1 資本的支出			1,028,788	11,464	1,040,252	
	1 建設改良費		764,835	11,464	776,299	
		2 施設改良費	750,866	11,464	762,330	委託料 工事請負費

令和7年度南砺市水道事業会計補正予算（第2号） 予定キャッシュ・フロー計算書
（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）

間接法

（単位：千円）

1 営業活動によるキャッシュ・フロー

当期純利益	13,004
減価償却費	512,919
貸倒引当金の増減額(△は減少)	0
受取利息及び受取配当	△ 2,035
支払利息	41,600
未収金の増減額(△は増加)	△ 14,548
未払金の増減額(△は減少)	△ 242
たな卸資産の増減額(△は増加)	218
引当金の増減額(△は減少)	△ 87
預り金の増減額	△ 6
長期前受補助金等戻入額	△ 110,505
長期前受補助金等消費税収益額	△ 23,976
固定資産除却費	12,000
小計	428,342
利息及び配当金の受取額	2,035
利息の支払額	△ 41,600
計	388,777

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 709,385
他会計貸付金による支出	35,294
補助金による収入	3,985
負担金による収入	125,476
新規加入金による収入	9,150
未払金の増減額(△は減少)	33,888
その他資本的支出	△ 182
計	△ 501,774

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良等の財源に充てるための企業債による収入	360,400
建設改良等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 260,753
他会計からの出資による収入	67,897
計	167,544

現金及び現金同等物の増減額	54,547
現金及び現金同等物の期首残高	1,301,691
現金及び現金同等物の期末残高	1,356,238

議案第 9 1 号

南砺市議会議員及び南砺市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する
条例の一部改正について

南砺市議会議員及び南砺市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一
部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 9 月 1 日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市条例第 号

南砺市議会議員及び南砺市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する
条例の一部を改正する条例

南砺市議会議員及び南砺市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成 23 年南砺市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「7 円 73 銭」を「8 円 38 銭」に改める。

第 11 条中「541 円 31 銭」を「586 円 88 銭」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の南砺市議会議員及び南砺市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議案第 9 2 号

南砺市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

南砺市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 9 月 1 日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市条例第 号

南砺市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

南砺市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成16年南砺市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第1項中「この条」を「この項から第3項まで」に改める。

第15条第1項中「第15条の3第1項」を「第15条の4第1項」に改める。

第15条の4を第15条の5とする。

第15条の3第1項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第15条の4とし、第15条の2の次に次の1条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第15条の3 任命権者は、南砺市職員の育児休業等に関する条例（平成16年南砺市条例第36号）第24条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1）申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

（2）出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

（3）南砺市職員の育児休業等に関する条例第24条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の南砺市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条の3第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

議案第 9 3 号

南砺市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

南砺市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 9 月 1 日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市条例第 号

南砺市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

南砺市職員の育児休業等に関する条例（平成16年南砺市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第20条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」及び「（次条第1項において「短時間勤務職員」という。）」を削り、「除く。」の次に「次条において同じ。」を加える。

第21条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項中「部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて」を「育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は」に改め、同条第2項及び第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改める。

第21条の次に次の4条を加える。

（第2号部分休業の承認）

第21条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

（1）1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数

（2）第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

第21条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第21条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

（1）非常勤職員以外の職員 77時間30分

（2）非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

（育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情）

第21条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第22条中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に改める。

第23条中「第13条の規定は、部分休業について準用」を「育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときと」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の南砺市職員の育児休業等に関する条例第21条の4の規定の適用については、同条

第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

議案第 9 4 号

南砺市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正
について

南砺市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 9 月 1 日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市条例第 号

南砺市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

南砺市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 16 年南砺市条例第 252 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条第 2 項中「一部」を「全部又は一部（2 時間を超えない範囲内又は 1 年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内の時間に限る。）」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

議案第 9 5 号

5 災 2 2 3 号砂子谷地区急傾斜地崩壊防止施設災害復旧工事請負契約の
変更について

令和 6 年 1 0 月会議において議決を経た 5 災 2 2 3 号砂子谷地区急傾斜地崩壊防止
施設災害復旧工事について、下記のとおり変更契約を締結するため、議会の議決に付
すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 6 年南砺市条例第 5 1 号）
第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 1 日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

記

1 契 約 の 金 額	変更前	1 9 8 , 4 3 4 , 5 0 0 円
		(内消費税等 1 8 , 0 3 9 , 5 0 0 円)
	変更後	2 0 0 , 1 8 9 , 0 0 0 円
		(内消費税等 1 8 , 1 9 9 , 0 0 0 円)

議案第96号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年南砺市条例第51号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年9月1日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

記

- | | |
|------------|---|
| 1 財産の種別、数量 | 福光市民センター・市民課レイアウト改善備品
カウンター 8セット
机 19台
椅子 59脚
収納庫 28台
個人ロッカー 4台外 |
| 2 取得の方法 | 指名競争入札 |
| 3 取得価格 | 15,345,000円
(内消費税等1,395,000円) |
| 4 契約の相手方 | 南砺市福光6765番地
山本紙茶店
代表 山本 均 |

報告第 10 号

健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、監査委員の意見を付けて下記のとおり報告する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

記

○健全化判断比率

実質赤字比率 (%)	連結実質赤字比率 (%)	実質公債費比率 (%)	将来負担比率 (%)
—	—	9.5	—
(12.37)	(17.37)	(25.0)	(350.0)
[20.00]	[30.00]	[35.0]	

※（ ）内は早期健全化基準を示し、[] 内は財政再生基準を示す。

○資金不足比率

特別会計の名称	資金不足比率 (%)	備 考
病院事業会計	—	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成 19 年政令第 397 号。以下「令」という。）第 17 条第 1 号の規定により、事業の規模を算定した。
水道事業会計	—	
下水道事業会計	—	
工業用地造成事業特別会計	—	令第 17 条第 4 号の規定により、事業の規模を算定した。

※国民健康保険事業特別会計、国民健康保険診療所事業特別会計、介護事業特別会計、訪問看護事業特別会計及び後期高齢者医療事業特別会計は、当該比率の算定対象外である。

※経営健全化基準は、20.0%である。

報告第 1 1 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、損害賠償に係る和解について専決処分したので、同条第 2 項の規定により下記のとおり報告する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

記

専決 番号	概 要	和解の 相手方	損害賠償額	専決処分 年 月 日
5	令和 6 年 1 2 月 1 9 日に南砺市井波地 内で発生した市有自動車の交通事故	株式会社 トナミビニール	市が支払う額 6 9, 2 5 1 円 市が受け取る額 0 円	令和 7 年 5 月 3 0 日
6	令和 7 年 6 月 5 日に南砺市二日町地 内で発生した車両の破損事故	南砺市在住 1 名	市が支払う額 4 0 9, 8 9 3 円	令和 7 年 8 月 1 8 日

認定第 1 号

令和 6 年度南砺市一般会計歳入歳出決算認定について

令和 6 年度南砺市一般会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

認定第 2 号

令和 6 年度南砺市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

令和 6 年度南砺市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

認定第 3 号

令和 6 年度南砺市国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算認定
について

令和 6 年度南砺市国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

認定第4号

令和6年度南砺市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

令和6年度南砺市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月1日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

認定第 5 号

令和 6 年度南砺市介護事業特別会計歳入歳出決算認定について

令和 6 年度南砺市介護事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

認定第 6 号

令和 6 年度南砺市訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定について

令和 6 年度南砺市訪問看護事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

認定第 7 号

令和 6 年度南砺市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について

令和 6 年度南砺市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

認定第 8 号

令和 6 年度南砺市病院事業会計決算認定について

令和 6 年度南砺市病院事業会計決算について、地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

認定第 9 号

令和 6 年度南砺市水道事業会計決算認定について

令和 6 年度南砺市水道事業会計決算について、地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

認定第10号

令和6年度南砺市下水道事業会計決算認定について

令和6年度南砺市下水道事業会計決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月1日提出

南砺市長 田 中 幹 夫